

# さっぽろ 99 市議会 だより

## 平成25年 第2回札幌市議会定例会終わる

### 第2回定例会

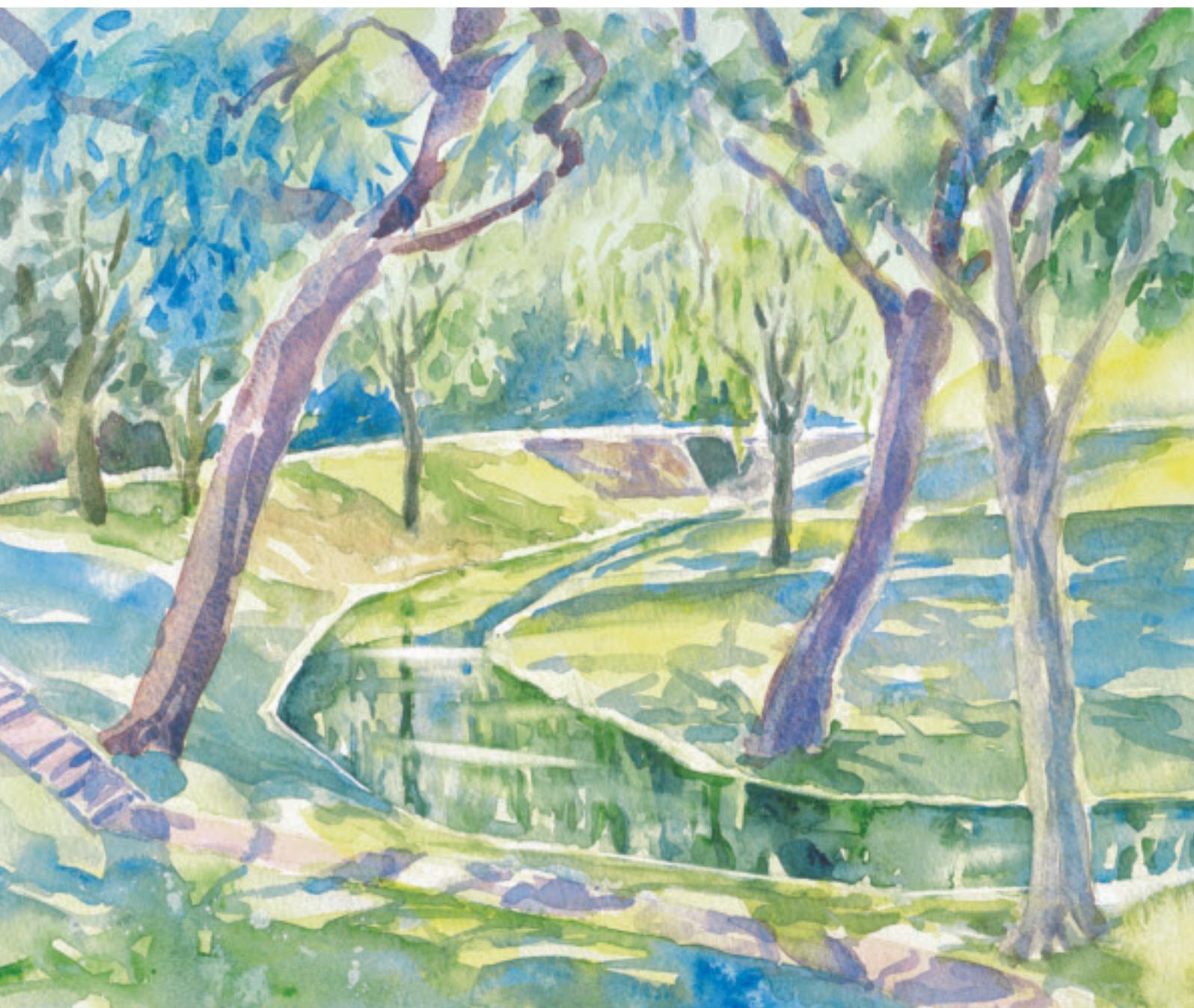
平成25年度一般会計補正予算などを可決	1
高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種に関する 意見書などを可決	1
代表質問から	4

### その他

政務活動費の収支報告書の公開	3
「決算特別委員会のインターネット中継を 実施します！」ほか	9

2013 8

平成25年8月夏 No.99



# 平成25年度 一般会計補正予算などを可決

可決された  
主な議案

区分	件名と内容	議決結果
予算案	平成25年度各会計補正予算（2件） 次の経費などを追加するものです。 ・私立保育所運営費等補助金 （保育所の保育士などの賃金を改善するための臨時的補助金を追加）	可決 （全会一致）
条例案	<b>札幌市子ども・子育て会議条例案</b> 子ども・子育て支援法において、市町村は、条例により子ども・子育て支援事業計画の作成などについて意見を聴くため、合議制の付属機関を置くよう努めることとされたことなどから、札幌市子ども・子育て会議を設置し、その組織および運営に関し、必要な事項を定めるものです。  <b>札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例案</b> 環境影響評価法の一部改正などを踏まえ、事業者に対し、計画の立案段階において環境保全のために配慮すべき事項を検討する配慮書手続きの実施などを求めるものです。	可決 （全会一致）
その他の議案	<b>市立札幌開成中等教育学校新築工事請負契約締結の件</b> 市立札幌開成中等教育学校の新築に係る主体工事について、株式会社奥村組札幌支店、中山建設株式会社、藤建設工業株式会社と請負契約を締結するものです。	可決 （全会一致）

平成25年第2回定例会は、5月30日から6月12日までの14日間開かれました。代表質問は、6月4日から3日間行われ、6人の議員がそれぞれ会派を代表して、市政に関する諸問題について質問しました。  
最終日までに、平成25年度一般会計補正予算や、札幌市子ども・子育て会議案など議案23件、諮問1件、意見書11件が全会一致または賛成多数で可決されました。

可決された  
意見書

意見書とは、市政の発展に必要な事柄の実現を、国会や政府などに要請するため、市議会の意思を決定し、表明するものです。

## 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種に関する意見書

肺炎は特に抵抗力の弱い高齢者にとっては恐ろしい病気の一つであり、札幌市においても亡くなった方の約97%を65歳以上の高齢者が占めています。近年はペニシリン耐性肺炎球菌が増加し、予防に有効なワクチン接種の必要性が高まっています。

こうした中、肺炎球菌23種類に予防効果を発揮し、重症化しやすい肺炎球菌性肺炎の8割以上に有効な成人用肺炎球菌ワクチンが広く普及してきており、わが国の約半数の自治体において高齢者への接種の公費補助が実施されています。このワクチンは一度の接種で5年程度、効果が持続され、また国内では重篤な副作用は報告されておらず、接種の推進が求められています。

このため、同ワクチンを予防接種法における定期接種の対象として位置付けるとともに、接種費用に対する公的助成制度を創設するよう国会および政府に要望するものです。

義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書

文科省は40人学級を見直し、昨年度までに小学校1・2年生の35人学級が実現しましたが、本年度は小学校3年生の35人学級は実現しませんでした。

学校現場において、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。また、小・中学生をもつ保護者は教材費などの負担があり、教育を保障するためには政府による教育予算の拡充が最優先課題と言えます。

このため、次のとおり、国会および政府に要望するものです。

- ① 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に還元すること。

② 義務教育無償を実現するため、保護者負担を軽減するよう教育

予算を拡充すること。

③教職員定数の改善を早期に行うこと。

④学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

### 核兵器廃絶に向けた取り組みを 求める意見書

核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、核兵器廃絶に向けた法的枠組みや具体的期限の必要性が最終文書に盛り込まれました。また、南アフリカはNPT運用検討会議の第2回準備委員会において、「核兵器の人道的影響に関する共同声明」を発表しましたが、日本は協議が調わず、賛同を見送りました。

核兵器は瞬時にして多くの人々の生命を奪うなど、核兵器と人類は決して共存できないものであります。日本は唯一の被爆国として、最も非人道的な核兵器の廃絶を世界の先頭に立つて訴えるべきです。

このため、世界の多くの国や市民とともに核兵器廃絶に向けた取り組みを行うよう政府に要望するものです。

### 放射能汚染水対策と被災者支援 の抜本的強化を求める意見書

福島第一原発は、地下水の流入により放射能汚染水が増え続け、大量に外部に流出する恐れがあり、地元漁業者などから海洋汚染や風評被害

への懸念の声が上がっています。

政府は、原発の「再稼働」を行うこととしています。しかし、いまだ収束しない福島第一原発の事故はひとたび起きれば、それを制御できなくなる危険性があることを明らかにしました。また、避難者は将来の不安を抱えながら苦しい生活を強いられています。

このため、次のとおり、放射能汚染水対策と被災者支援の抜本的強化を政府に要望するものです。

①福島第一原発の放射能汚染水の海への放出は、絶対に行わないこと。

②福島県の内外で避難中の15万人余りの生活と健康を守るための対策を強化すること。

③再生可能エネルギーへの抜本的転換の計画を立て、実行すること。

### 精神障がい者の公共交通機関の 割引制度の拡充を求める意見書

昨年、国土交通省が定める運送に関する約款が改正され、身体障がい者および知的障がい者に加え、精神障がい者に対するバス運賃の割引が明記されました。しかし、割引制度の導入はバス事業者の判断に任されているため、地域によって利用に格差が生じることとなりかねません。障害者基本法では精神障がい者、身体障がい者、知的障がい者の位置づけは同じですが、精神障がい者は鉄道や飛行機などの運賃割引制度の対象にはなっていない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されており、障がい者の社会参加の機会がより一層増えることが考えられます。

このため、バス事業をはじめとした各種公共交通機関への精神障がい者の割引制度普及のために、事業者の理解と協力を求め、約款改定やその趣旨の徹底に向けた働きかけを広く関係機関に行うよう、政府に要望するものです。

### 子宮頸（けい）がんワクチンに 関する意見書

政府は子宮頸（けい）がんワクチンを「定期接種」の対象とするため、予防接種法の一部を改正する法律を可決・施行しました。

日本で承認されているワクチンの副反応報告は1,196件あり、うち106件が重篤な症例と発表されています。法改正により副反応への措置が制度化されましたが、因果関係の証明は大変困難です。

このため、接種希望者が子宮頸（けい）がんワクチンの接種について適切に判断できるよう、副作用に関して、丁寧な説明をするとともに、発症した場合には相談窓口を設置するよう、国会および政府に要望するものです。

### 平成25年度北海道最低賃金改正 等に関する意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、最低賃金

制度の役割はますます大きくなってきていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

北海道の最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、引き上げ額のみが議論され、中央水準との格差は正や各種経済指標との整合性を踏まえた改正が求められます。

また、北海道のような非正規雇用比率が高く、最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域では、地域経済の活性化、所得税収の確保という観点からも最低賃金の引き上げは重要な課題です。

このため、本年度の北海道最低賃金の改定に当たり、働く者が経済的に自立可能な水準に改定するよう政府に要望するものです。

### 生活保護基準見直しによる各種 制度改定の切り下げに反対する 意見書

政府が生活保護基準の見直しに向けた動きを進める中、厚生労働省は、それにより影響を受ける各種制度のうち、就学援助などについては、「できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする」としましたが、準要保護者に対する就学援助などの地方単独事業については、「その趣旨を理解したうえで各自治体において判断して頂くよう依頼」するという考え方を示しました。個人住民税の非課税限度額などについて、2014年度以降の税制改

正に対応するとしていますが、生活保護基準によつて影響を受ける各種制度への対応を先送りしたことは問題です。

「できる限り影響が及ばないよう」に」という方針であれば、地方単独事業も含めて現状の水準を保つことができるよう、国による財政援助額を明確に示すべきです。

このため、生活保護基準の変更で各種制度に影響が及ぶことのないよう国会および政府に要望するものです。

### 日本国憲法第96条の改正に反対する意見書

日本国憲法の改正要件を定めた憲法第96条の見直しに関する議論が活発化しており、安倍首相は「各議院の総議員の過半数の賛成」で発議できると改正案を提起しています。

憲法は国家権力を制限し基本的人権を守る立憲主義に基づいた国の基本法です。

憲法は国民主権の立場に立つて権力を縛ることに本質的な役割があります。発議の要件を「過半数」にすることは、国家権力の都合で憲法改正ができる状況を生み出し、立憲主義と基本的人権を否定するものです。

このため、憲法改正の発議要件を緩和しようとする憲法第96条の改正を行わないよう国会および政府に要望するものです。

### 介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書

社会保障制度改革国民会議は、軽度の高齢者を見守り・配食などの生活支援が中心であり、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行すべきとの方向性を議論の整理点としてまとめました。このことは、要支援1・2の比較的軽度の認定者を介護保険給付の対象からはずし、サービスの実施を市町村に委ねるものです。

地域間格差によつてサービスが縮小した場合、公的な保険制度だけでは必要なサービスを受けることが難しくなるものと考えられ、軽度の認定者を介護保険給付の対象からはずすような保険給付範囲の縮小を行うべきではありません。

このため、要支援1・2の認定者を介護保険給付の対象から分離することで、介護サービスが受けられなくなることをないよう介護制度の維持および充実を図るとともに、今後の社会保障制度改革国民会議においては、国民のニーズをより反映できる審議となるよう政府に要望するものです。

### 札幌航空交通管制部の存続を求める意見書

北海道は他の都府県と比べて都市間移動に非常に長い時間を要します。こうした地理的事情は、特に道央圏以外の居住者にとつて、医療をはじめとする日常生活やさまざまな

経済活動で大きな負担となつています。その中で、航空機は道民の生活に欠かせず、航空機運航の安心・安全の確保は、非常に重要な課題です。国土交通省の札幌航空交通管制部は、航空機の運航状況が特に厳しくなる冬季節においても、積雪状況や天候状況など現地の詳細な情報を踏まえた管制業務を実施し、航空機運航の安全・安心の確保に万全を期し

ています。しかし、国土交通省において、道内に代替機関を残すことなく、札幌航空交通管制部を廃止する検討が進められています。このため、道民の生活に必要な不可欠な航空機運航の安全・安心を確保するために、札幌航空交通管制部を存続させるよう政府に要望するものです。

### 政務活動費の収支報告書の公開

市議会各会派に交付した、平成24年度分の政務活動費（平成25年2月分までは政務調査費）の収支報告書と領収書の写しを公開しています。

#### ●政務活動費とは？

地方自治法第百条第十四項から第十六項までの規定により制定された「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、札幌市議会における会派又は所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加など市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として、議会における会派に対し、交付されるものです。

#### ●交付の方法は？

- ①対象 会派（所属議員が1人の場合を含む）
  - ②金額 月額40万円×各月における当該会派の所属議員数
  - ③方法 4月、7月、10月、1月に3カ月分を交付する。
- ※年度末において残額があった場合は返還します。

#### ●収支報告について

各会派は、毎年度その収入・支出の状況を支出の科目（使途）ごとに報告することになっていきます。

閲覧時間／午前8時45分～午後5時15分（土曜、日曜、祝休日を除く）

閲覧場所／市役所本庁舎15階議会議事室

お問い合わせ／議会議務局政策調査課  
011(211)3164

# 代表質問から

6人の議員の質問と、市長などの答弁を紹介します。



自民党・市民会議  
阿部ひであき 議員

## 企業誘致における 立地補助制度

**問** 本市の産業構造を鑑みると、製造業、建設業および鉱業を合わせた、いわゆる第2次産業の割合は政令市の中で最も低い状況です。本市の産業をより足腰の強いものにするためには、第3次産業に著しく偏った産業構造からの脱却を図り、他産業への波及効果の大きい

第2次産業を集積させることが重要です。

しかし、市内の製造業では老朽化による工場の建て替えなどのために、近隣自治体へ工場を移転させる動きが見られ、札幌の産業自体が空洞化してしまうという結果を招きかねません。

製造業が<sup>1)</sup>準工業地域に立地した場合、ほとんど全ての政令市においては立地補助制度が適用となつていますが、本市では適用となりません。このことは、企業誘致の都市間競争という観点から後れを取っており、本市への製造業の進出を阻害する要因にもなっています。

我が会派がこれまでも指摘しているように、本市として製造業を誘致していかねばならないと考えるのならば、準工業地域にも積極的に誘致する方策の検討が必要だと思いますが、いかがですか。

**答** ここ数年における製造業の市内への立地動向を踏まえ、周辺の住環境に配慮しつつ、土地利用計画制度のルールに従った工場の新設や増設・移転には、準工業地域などについても補助制度が適用となるよう、制度の見直しを行いました。

**問** 本市はこれまで、職住が共存する地区から、工場などを移

転させる方向でまちづくりを進めてきたと認識していますが、今後、市内への製造業の誘致をまちづくりの観点からどのように位置付けていくのですか。

**答** 市内への製造業誘致は、まちの活力を維持・向上させていくために極めて重要な施策の一つとして位置づけられるものと認識しています。今後も、居住機能と就業の場をはじめとした、さまざまな都市機能の調和を保ちながら、積極的に市内への製造業誘致を図っていきたく考えています。

## 乳幼児の聴覚障がいへの対応

**問** 聴覚障がいは、外見上発見されにくく、特に乳幼児期にあつては、自らが聞こえないと訴えることができないため、見つけにくいと言われます。しかし、乳幼児期の聴覚障がいは、言語の発達などのコミュニケーション能力の形成や脳の発達に影響を及ぼすことから、早期に発見し、適切な療育を早期に開始することが重要であり、4カ月から3歳児までを網羅する本市の乳幼児健診において、小さな兆候であっても見落とすことのないようにする必要が、あります。

早期発見、早期の適切な療育の開

始に向けてどのような取り組みが行われてきましたか。また、今後どのように発見の精度を高めていくのですか。

**答** 本市では、生後4カ月までの乳児家庭全戸訪問事業において、聞こえの観察ポイントなどを助言するとともに、保健師などが直接子どもの聴覚の確認などを行っています。平成23年度からは3歳児健診において子どもの耳の横で軽く指をこすり、音が聞こえるかどうかを確認する、「指こすり検査」を導入し、早期発見に向けて体制を充実させています。

早期の適切な療育に向けての取り組みとしては、行政と産婦人科、小児科医療機関が連携した「育児支援ネットワーク事業」に、平成23年度から耳鼻咽喉科を加え、聴覚障がい者が判明した子どもと家族に対し、保健師の家庭訪問などによる支援を実施しています。

早期発見の精度を高めるためには、保護者の気づきが最も重要ですので、健診などの機会を通じて、聴覚検査の重要性や、聞こえのチェック項目などを広く周知していきたいと考えています。

**問** 新生児の聴覚障がいは、すぐに補聴器療育を行えば、進行性以外の先天性については、正常な

<sup>1)</sup>準工業地域  
主に、軽工業（繊維、食料品、製紙業など）の工場などが立地する地域

聴覚を持つ子どもとはほぼ同じ発達ができるこのことであり、早期発見と対処が何よりも大事です。日本では身体障害者福祉法により交付される手帳に基づき補聴器の購入や修理に必要な費用の一部が支給されるにとどまっている現状です。手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入に係る助成が得られないため購入できず、発達を阻害してしまつ恐れや、高額な補聴器のため、経済的に大きな負担となるケースもあります。多くの政令市では独自の補聴器助成を実施、または本年度中の実施を予定しています。

本市では、軽度・中等度難聴児に対して、独自の補聴器助成を行う考えはないのですか。

**答** 子どもの言葉と聞こえの発達を促すためには、補聴器の装用が非常に有効であることが、注目されてきています。

このような状況から、早期療育の一方策として、補聴器の装用について、保護者の経済的負担の軽減を含め、行政としての支援を早急に検討していきたいと考えています。

### その他の質問

- 市民自治
- 教育問題
- 白石区の諸課題

## 都心と創成川以東地区のまちづくり

民主党・市民連合  
むらかみ  
村上ゆうこ 議員



**問** 本市では2002年に「都市再生緊急整備地域」の指定を受け、積極的に都心のまちづくりを進めてきています。さらに2012年1月には、国際競争力の向上を図る目的で、札幌駅・大通駅周辺地域の一部が特定都市再生緊急整備地域、いわゆる「特定地域」として指定されました。

今年の夏には両地域の区域を見直し、拡大を図るべく、地域指定を受ける見込みであり、都心東部での新たな公共施設の整備と、民間都市開発事業の動きが後押しされます。また、本市の都心のポテンシャルの高さを国内外にアピールすることにもつながり、一層の民間投資を誘発するものと考えられます。

今回の都市再生緊急整備地域の区域拡大を契機として、どのように都心のまちづくりを進めていくのですか。

**答** 今回の区域見直しは、既存の札幌駅・大通駅周辺地域と札幌北

4条東6丁目周辺地域に、創成川以東地区やその周辺地区を加え、「札幌都心地域」として再編し、都市再生

本部に申し出を行いました。追加した区域では、公共施設整備に加え、創成川以東地区のまちづくりを先導する民間主体のプロジェクトが検討されています。これらの取り組みを推進し、その効果を周囲に波及させていくことで、良質な都市環境を形成するとともに、東西市街地の連続性・一体性を強化し、都心全体の魅力と活力を高めていく考えです。

**問** 創成川以東地区は、近年旺盛な民間マンションの開発などにより人口がこの10年間で2倍以上に増加しています。また、低廉な地価や賃料といった強みもあり、民間都市開発のポテンシャルを秘めた地区でもあります。

しかし、都市の拡大と産業構造の変化に伴って、土地利用の低さや狭い道路の改良など都市基盤に係る課題も数多くあります。この中で、再開発などに関するさまざまなプロジェクトが進行しており、地域の課題解決につながることも期待できます。さらに、昨年12月に都市の低炭素化の促進に関する法律も施行され、エネルギーネットワークの実現など新たな視点からのまちづくりが求められる時代となつていきます。

新たな時代にふさわしい創成川以東地区のまちづくりを、どのように進めていくのですか。

**答** 平成23年度に有識者による創成川以東地区まちづくり会議を設置し、2年間にわたる検討成果が提言として取りまとめられ、エネルギーネットワークの整備や、建築物の環境性能の向上をはじめとする総合的な取り組みによる、低炭素型地区の実現などが提案されています。これを受け、この地区の将来像と空間形成や、まちづくりを担う主体のあり方など、方向性を定めたビジョンを作成し、併せて、札幌市まちづくり戦略ビジョンや札幌市都市計画マスタープランの見直しなどの整合を図りながら、検討を進めていきます。

## 札幌市職員の人材活用

**問** 本市は市民ニーズの変化などから、随時、担い手の検証や組織・人員体制の見直しなどを行ってきました。しかし、限られた組織・人員体制で効果的な行政運営と市民サービスの向上を図るためには、職員一人一人の力を高めることも、職員間のつながりを強め、組織全体の力をこれまで以上に向上させていく必要があります。そのためには、職員の資質向上のための研修や、やる気をより引き出す人事制度の改善はもちろんのこと、併せて優秀な人材の確保も重要です。

本市は市民ニーズの変化などから、随時、担い手の検証や組織・人員体制の見直しなどを行ってきました。しかし、限られた組織・人員体制で効果的な行政運営と市民サービスの向上を図るためには、職員一人一人の力を高めることも、職員間のつながりを強め、組織全体の力をこれまで以上に向上させていく必要があります。そのためには、職員の資質向上のための研修や、やる気をより引き出す人事制度の改善はもちろんのこと、併せて優秀な人材の確保も重要です。

少子高齢化などの社会構造の変化により、市民ニーズが多様化する今、本市の行政を担う人材としてどのような人材を求めているのか。

**答** 複雑化、多様化する市民ニーズを的確にとらえることができる感性を持ち、市民とともにまちづくりを進めることができる行動力、コミュニケーション能力が求められる。また、新しい時代に対応できる広い視野や先見性、柔軟性を持った職員が望ましく、さらには、高い専門性が求められる分野については、職務などを通じて培われた高度な知識や経験を持つ人材も必要だと考えています。

**問** 政令市移行時に採用した職員の高まりにより採用人数が今後も多いと聞いています。しかし、受験者数は減少傾向にあり、若年人口の減少により受験者の確保はますます難しくなると思われます。こうした中、民間志望の学生や社会人などさまざまな方々にも受験しやすくすることを目的に、2014年度から職員採用試験制度を大幅に変更することをご検討ですか。

変更後採用されるさまざまな人材を本市の行政運営に最大限に生かすために、どのようなことが必要

だと考えますか。

**答** 職員の資質や知識・経験を最大限に活用することが市民サービスの質の転換、向上や組織の活性化につながります。来年度から実施予定の受験資格年齢の拡大により、公務では得られないさまざまな経験や経歴を持つ人材の採用も想定されます。こうした人材が十分に能力を発揮し、活躍できるように人事配置や人材育成の仕組みについて、具体的な検討を進めていきたいと考えています。

**その他の質問**

- 財政問題
- 除雪問題と道路維持管理
- 待機児童対策



**まちづくり戦略ビジョン**

**問** まちづくり戦略ビジョン「戦略編」の内容がおおむね見えてきました。このような計画で最も重要なことは、実効性をどのように確保しながら実現に向けて全庁的に活動していくかということです。そのためには、行政組織を支える職員の育成、施策の展開を図りやすい組織

体制を構築することが重要です。

例えば、戦略編には、国際戦略を積極的に展開する旨が示されていますが、職員は国際的な感性や語学力のみならず、幅広い視野と知識、スキルが不可欠です。また、地域医療やエネルギー施策などにおいては専門性の高い職員の育成も必要であり、市役所としての技術水準の維持を図ることも大切です。

さらに、組織体制の面では、縦割り組織の弱点を克服していくことが必要です。

まちづくり戦略ビジョン推進のため、職員の能力の向上や、柔軟な組織体制の構築について、どのように考えていますか。

**答** 戦略ビジョンに盛り込んださまざまな問題に迅速かつ的確に対応していくためには、専門職の活用とともに、職員に求められる能力に応じた各種研修などの充実が重要であり、本年度から、国際的な視野を持つ職員の育成を目的に、先進事例などを調査研究する海外研修を行うこととしました。

また、組織体制については、組織横断的なプロジェクトチームの設置や従来の組織の再編、さらには、北海道全体の活性化に向け、北海道・札幌市双方の職員による「政策研究みらい会議」の設置など、課題に応じた組織体制の構築を検討していきます。

たいと考えています。

**問** まちづくり戦略ビジョンの策定に当たり、「市民と共有できるビジョン」を第一に掲げ、作業が進められてきました。その目玉が「将来の札幌を考える市民会議」をはじめとした、各種の市民参加です。また、ワールドカフェといった新しい方法で、若い世代などから多くの意見を聞き取ったことは、大きな成果です。しかし、こうした市民参加のイベントはほとんどが平成23年度中に開催されており、戦略編を集中的に議論していた平成24年度の秋以降には、ほとんど開催されていません。戦略編は行政が取り組むことを主に示したものではありませんが、中身は市民の暮らしに直結してくるものです。

今後、戦略編の策定に向けて、市民参加をどのように行っていくかと考えていますか。

**答** これまで行ってきた市民参加事業は、まちづくり戦略ビジョン全体として、市民意見を反映させることを目的に行ってきた。今後も、パブリックコメントに加え、町内会や経済団体との意見交換会などを行いながら、その意見を最終案に反映させていきたいと考えています。

## 篠路駅周辺地区のまちづくり

**問** 平成14年に整備計画となる「篠路駅周辺地区まちづくり事業計画」が策定され、鉄道高架事業と区画整理事業を柱に、北区北部の拠点地区としてのまちづくりを目指すことが打ち出されました。

それから11年、一部の事業は実施されたものの、まちづくりの柱である鉄道高架事業と区画整理事業は、依然として進展がない状況です。

新たなまちづくりの指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」がスタートしよつとする今こそ、篠路駅周辺地区の方向性を出す時期です。

本市として、この地区のまちづくりを、今後どのように進めて行くのですか。

**答** この地区は現在策定中の「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で、地域交流の拠点の一つとして検討しており、北区北部の重要な地域と認識しています。今後は、鉄道高架と区画整理を柱とした、一体的なまちづくりの実現のため、本年度から関係機関との協議をスタートさせ、おおむね5年後の事業化を目指していきます。

**その他の問**

- 経済・雇用、観光振興策
- 空き家対策
- 若者支援策

日本共産党  
井上ひさ子いのうえ 議員



## 憲法問題

**問** 近代の立憲主義は、主権者である国民がその人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っています。そのため、憲法改定の要件も、時の権力者の都合の良いように憲法を改変することが難しいようにされています。

日本国憲法第96条の改定についてどのような考えを持っていますか。

**答** 日本国憲法は、ある意味では最先端の、人類が勝ち得た価値を規定したのだと思います。圧倒的多数の国民が賛成しないと憲法を改正してはならないという第96条の規定は大事にするべきだと考えています。

**問** 自民党が昨年4月に発表した改憲案の問題点は、憲法第9条2項を削除し国防軍を追加するという点だけではなく、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」とした憲法第97条を全面削除しており重大です。憲法を、権力を縛るものから国民を縛るものへと根本的に変質させるものとなっています。自民党改憲案についての認識を伺います。

**答** 憲法第99条では憲法尊重擁護義務を負担するのは天皇、摂政、国務大臣、裁判官、国会議員その他の公務員と定めています。自民党の改憲案ではここに国民が入っています。権力を持っている人たちが人権を守るために権力行使を制限し、それによって人権を守るというのが日本国憲法ですので、国民を入れてしまうとわが国の立憲主義が失われるのではないかと心配をしております、しっかりと議論をしてもらいたいと思います。

## 保育の問題

**問** 市内認可保育所について、4月1日の年度当初から多くの超過入所や待機児童が発生しているのは異常事態です。整備計画を前倒しして、保育所を増やす考えはありますか。

**答** 第3次新まちづくり計画に基づく保育所整備を引き続き実施するとともに、さらに計画目標の上積みを検討していきます。

**問** 国は保育士の処遇改善に340億円を計上し、私立保育所の保育士の賃上げを行う考えですが、実際に賃上げを行うかどうかは保育所の裁量に任ざされています。この事業の実績確認をどのように行うのか、伺います。

**答** すべての私立保育所において保育士などの処遇改善を図る国の事業を活用しよう働きかけ、実績報告書により、適正に賃金改善がなされたかを確認していきます。

**その他の問**

- 公契約条例
- 若者の問題
- 生活保護制度、貧困・孤立対策

市民ネットウーク北海道  
伊藤牧子いとうまきこ 議員



## 札幌市まちづくり戦略ビジョン

**問** まちづくり戦略ビジョン「戦略編」の中間点検は、子どもや若者をはじめ全ての市民が参加し、市民とともに進むべきだと考えますが、どのように行うのですか。

**答** 戦略編の中間点検は、おおむね4年に一度策定する「中期実施計画」の検討に合わせて幅広い市民参加をいただいで行おうのが効果的であると考えています。

**問** 本年4月に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」が施行され、食産業や観光振興の基盤である食の安全・安心を守るための取り組みを

さらに進めるべきです。食の安全・安心を戦略編の中につかりと位置づけるべきと考えますが、いかがですか。

**答** この条例に基づく取り組みをさらに強化し、札幌の食のブランド力を磨き、高めることにより、産業の高付加価値化を図るべきだと考えています。今後、戦略編にこうした取り組みを付け加えていきたいと考えています。

## 子宮頸(けい)がんの予防対策

**問** 子宮頸(けい)がんワクチン接種による副作用に関する症例、後遺症が数多く報告されています。自治体として、より丁寧に保護者などに副作用について情報提供を行い、説明責任を果たすべきと考えますが、どのように取り組んでいくのですか。

**答** 中学1年生の女子とその保護者に対し、ワクチン接種の効果や副反応などの情報を掲載したリーフレットを郵送しています。さらに、接種時には医師からも説明し、保護者の同意を得た上で接種をしています。今後も国からの新たな情報を含めて、予防接種を受けるに当たっての判断に必要な情報の提供を進めていきます。

**問** 子宮頸(けい)がんは、性感染症と密接な関係があり、思春期

における性教育を積極的に進めるべきだと考えますが、いかがですか。

**答** 市立学校においては、保健体育科などの時間に、性に関する正しい知識などの育成に努めているほか、医師・保健師などが専門的知識に基づいた講演などを実施しています。今後も、学校での性に関する指導を積極的に進めていきます。

### その他の質問

- 産前産後の母子支援の充実
- 性暴力根絶に向けた取り組み
- 平和への取り組み



## 市役所人事のあり方

**問** 本市の係長以上の役職者は約3,000人で、その人事異動の間隔は平均2年です。これでは、とても短すぎるため、職員が自信と責任を持つて市民に対応することは不可能であり、市民と職員との間に不信感が生まれています。2年での異動システムには、どのような利点があると考え、踏襲してきているのですか。

**答** 各々の役職に就いた職員が職務に関する目標を持ち、全力を尽くすということを期待しています。職

員が新鮮な気持ちで仕事をするのが人事異動の効果であると考えており、従前からの制度を採用しています。

**問** 短期間での異動システムでは、一定レベルの職員は育成できない、市民の疑問に的確に受け答えのできる職員を育成することはできません。

今後、人事システムを改める考えがあるのか、伺います。

**答** 人口193万人の本市には、さまざまな人々が暮らしています。また、少子高齢化による社会の構造の変化に対応していかなければなりません。福祉政策や環境問題などにおいては、かなりの専門的な知識が必要です。今後は、専門的な知識を持つ職員の育成も、人事制度に取り入れていこうと考えています。

## まちづくりセンターの自主運営

**問** まちづくりセンターの自主運営の真の目的は何ですか。

**答** 最も地域をよく知る方々がセンターを運営することにより、活動の中核を担う人材を確保しながら、創意工夫を生かし、地域の課題に対応したまちづくり活動をさらに進めていくことを目指したものです。市民が主役のまちづくりの理念を実現するための

象徴的な取り組みだと考えています。

**問** 自主運営化は平成20年に始まりましたが、現在、自主運営が行われている地域は、約90あるセンターのうち8カ所で足踏みしている状況です。

その原因はどこにあると考えていますか。

**答** 自主運営化は地域の発意に基づき実施するものであり、地域内での合意形成には相応の時間がかかるものと思います。また、人材確保の課題や行政とのパイプがなくなるといった懸念もあるものと認識しています。

**問** 今後も変わらず自主運営の普及を図るつもりですか。

**答** 自主運営制度は地域の主体的なまちづくりを進めるものであり、今後も推進していきます。そのためには、自主運営化のメリットや支援体制のPRが大事だと思っています。昨年度は、委託料の増額など支援体制の充実を図りました。また、制度の概要などをまとめたDVDとリーフレットを活用し、連合町内会を中心にPRを図っていききたいと考えています。

### その他の質問

- アベノミクス
- 高等養護学校
- 南区のバス問題

議員会から

全国市議会議長会表彰状を伝達

去る6月12日、本会議場において議員会が開かれ、全国市議会議長会表彰状の伝達式が行われました。これは、5月22日に東京都で開催された全国市議会議長会定期総会において、札幌市の議員が在職30年以上、15年以上および10年以上の表彰を受けたことによるものです。表彰された議員は左記のとおりです。(五十音順)

猪熊輝夫 議員  
川口谷正夫 議員  
武市憲一 議員  
西村茂樹 議員  
ふじわら広昭 議員  
伊藤理智子 議員  
桑原透 議員  
林家とんでん平 議員  
細川正人 議員  
細川紀正 議員  
三宅由美 議員



▲表彰状伝達式の様子  
(高橋議長から表彰状を受け取る猪熊輝夫議員、武市憲一議員、西村茂樹議員)



▶表彰状伝達式の様子  
(高橋議長から表彰状を受け取る川口谷正議員)

平成25年第3回定例会  
審議日程(予定)

下表のとおり、9月19日から10月31日までの会期43日間で開かれ、各会派の代表質問は9月25日から3日間の予定です。

月日	審議日程	
9月19日(木)	本会議	(招集日) 提案説明など
9月25日(水)	本会議	契約案件など議決 代表質問
9月26日(木)	本会議	代表質問
9月27日(金)	本会議	代表質問、議案付託 【決算特別委員会①】
10月1日(火)	(休会)	(常任委員会)
10月3日(木)	本会議	補正予算など議決
10月4日(金)	(休会)	【決算特別委員会②】
10月9日(水)	(休会)	【決算特別委員会③】
10月11日(金)	(休会)	【決算特別委員会④】
10月16日(水)	(休会)	【決算特別委員会⑤】
10月18日(金)	(休会)	【決算特別委員会⑥】
10月22日(火)	(休会)	【決算特別委員会⑦】
10月24日(木)	(休会)	【決算特別委員会⑧】
10月29日(火)	(休会)	【決算特別委員会⑨ …討論・採決】
10月31日(木)	本会議	(最終日)

※本会議および決算特別委員会のインターネット中継を予定しています。

決算特別委員会の  
インターネット中継を実施します!

本市議会では、議会情報を速やかにお伝えするため、本会議のインターネット中継を実施しています。

9月27日(金)から始まる決算特別委員会についてもインターネット中継を実施します。

委員会の傍聴に来ることができない方も、生中継またはお好きな時間に録画で、委員会をご覧いただくことができます。

市議会ホームページから、ぜひご覧ください。

札幌市議会ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/gikai/>)

議員の所得などを公開しています

「政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づいて、議員から提出された次の報告書を公開しています。(平成25年提出分は平成25年7月1日(月)公開開始)

- ①資産等補充報告書(議員本人の土地や建物、預貯金などの資産の増加分についての報告書)
- ②所得等報告書(議員本人の所得についての報告書)
- ③関連会社等報告書(議員が役員や顧問などとして、報酬を得ている会社やその他の法人についての報告書)

閲覧時間 午前8時45分～午後5時15分  
(土曜、日曜、祝休日を除く)

閲覧場所 市役所本庁舎16階 議会事務局

お問合せ 議会事務局総務課  
(011) 211-3162

